

令和 4 年 11 月 28 日

第 16 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

## 招集日時及び場所

日時 令和4年11月28日  
午後1時30分～午後2時55分  
場所 出水市役所本庁 4階大会議室

## 出欠委員

### (1) 出席委員

#### 農業委員

会長 横峯 均

7番	山口 安任	13番	犬童 正成		
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	15番	福山 勝也		
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	松元 重忠		
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

#### 農地利用最適化推進委員

20番	時吉 大喜	29番	吉田 直		
21番	田中 智彰	26番	内木場 義友	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三				
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男
24番	三原 仁				

### (2) 欠席委員

#### 農業委員

1番 大城 勝司 9番 尾道 睦雄 17番 外園 優

#### 農地利用最適化推進委員

25番 岩元 慎太郎 27番 武宮 豊 31番 坂元 敦信

## その他出席者

吉岡、犬渕、倉本、大島

## 会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農地中間管理権の取得について
議案第 4号	農用地利用配分計画について
議案第 5号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 6号	農地法第4条事業計画変更申請について
議案第 7号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 8号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 9号	非農地判断について

議案第10号 出水市農業委員会職員の出向について

議案第11号 出水市農業委員会職員の任命について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから第16回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただいまの農業委員の出席は16人で定足数に達しております。  
なお、1番委員、9番委員、17番委員から欠席届が提出されています。  
推進委員につきましては、25番委員、27番委員、31番委員から欠席届が提出されています。

議事録署名委員を指名いたします。

8番委員と13番委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

農地形質変更届について(事務局報告、省略)

議長 付議事件議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第1号申請番号第11-1項から11-11項及び11-201項について総会資料により説明)

議長 6番委員。結果の報告をお願いします。

6番 6番です。11月25日、10番委員、21番推進委員、私、そして事務局職員で調査審議した結果を報告いたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、第11-1項から第11-6項までを報告いたします。第11-1項につきまして、位置図は8ページを御覧ください。8ページの左でございます。高尾野支所から南へ約350メートルの位置でございます。許可後は水稻を耕作されるそうです。関係は知人だそうです。申請地の上の〇〇〇〇番〇の田んぼは〇〇さんが耕作されるということでありましたので、この申請地の隣が、〇〇さんが耕作されて隣同士ですので、管理しやすいんじゃないかと思われま

す。続きまして11-2項について説明いたします。位置図は8ページの右側です。米ノ津小学校から西へ約700メートルの位置でございます。許可後は水稻を耕作されるそうです。関係は知人だそうです。申請地の〇〇〇番の田の上のほうの〇〇〇番とその上の〇〇〇番、〇〇〇番は、〇〇さんが耕作されている水田だそうです。〇〇〇番と〇〇〇番の間に畦があったようですが、既にあぜを取り壊されておりまして1枚にされて平らにされて、耕作しやすいようになっておりました。

続きまして11-3項について説明します。地籍図は9ページの左側です。出水高校から

東へ約250メートルの位置にあります。許可後は甘藷を耕作されるそうです。関係は知人だそうです。申請地の上の筆界未定地っていうところがありますが、ここは境界が決まっていないということだったんですが、そこがあれば、申請ができないというふうに聞いていたんですが、そこがですね、ここの、筆界未定地のところがですね〇〇〇〇さんが土地を所有されておりますので、申請がなされるということで、事務局のほうから説明がございました。申請地はですね草が生い茂っていて雑木が2、3本ちょっと生えておりました。

その上のほうのですね、筆界未定地のところはキャベツのほうが終わっておりまして、そこを整理すればまたすぐ畑として耕作できるんじゃないかなというふうに思っております。

続きまして11-4項について説明いたします。地籍図は9ページの右側です。大川内中学校から北東へ約250メートルの位置にございます。許可後は水稲を耕作されるそうです。申請人の関係は、親戚だそうです。申請地は道路に面しておりまして、また右側のほうには川が通っておりまして。水稲を耕作された後がありました。

続きまして第11-5項について説明いたします。地籍図は10ページ、左側です。鶴寿園から南へ約150メートルの位置にございました。許可後は水稲を耕作されるそうです。関係は知人だそうです。申請地は現地を確認したときはまだ水稲が立っておりまして、申請地の〇〇番の田と、下のほうの〇〇番の田が1枚になっておりまして、1枚で稲が植わっている状態がございました。

続きまして11-6項について説明いたします。地図は10ページですね、10ページの右側、高尾野町江内の西辺田の公民館から東へ約150メートルの位置にございました。許可後は甘藷を耕作されるそうです。関係は知人だそうです。道路の北側を下ったところにございました。2枚ございました。それで申請地の右側に〇〇〇〇番の宅地というところが申請人の自宅になるということがございました。

以上、所有権移転、第11-1項から第11-6項は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。以上で報告を終わります。

議長 次に、10番委員の調査結果報告をお願いいたします。

10番 10番です。調査日時は、6番委員が報告されましたので、省略します。所有権移転、第11-7から第11-11及び使用貸借権の設定、第11-201を報告します。

第3条、所有権移転、使用貸借権の設定ということで、申請番号第11-7、位置図は11ページ左です。申請地は、石坂分署から北へ約1キロ、許可後は甘藷を耕作されるということです。申請人との関係は他人です。現在の土地は菜園畑になっていまして、いろんな野菜をやりました。

申請番号第11-8、位置図は11ページの右側と12ページ左の、これ田んぼになってます。申請地は高尾野支所から南へ約1.5キロ及び約800メートル。申請後は、水稲、甘藷等を耕作されるということです。申請人との関係は親戚です。現在は、土地の状況はですね、田のほうは耕うんしてありました。

申請番号第11-9、位置図は12ページ右です。申請地は、切通小学校から北へ約350メートル。許可後は、グレープフルーツを耕作予定です。申請人との関係は知人です。申請人は、新規就農者で70歳です。10年ほど前から、申請地を管理され、グレープフルーツを栽培されています。現在の土地の状況はですね、草刈りをされていまして。

申請番号第11-11、図は13ページ左。申請地は野田支所から南へ約450メートル。

許可後は、甘藷を耕作されるとのことです。申請人との関係は、知人です。現在の土地の状況は、収穫後の棚がですね放置してありまして、片づけるのが大変じゃないかなと。それと竹もですね、高いところに竹をですねもうそう竹を張り巡らして棚にしてあったんじゃないかなと思います。

申請番号第11-11、地籍図は13ページ右です。申請地は、下水流交差点から北へ300メートル、許可後は、甘藷等を耕作されるとのことです。申請人との関係は他人です。現在の土地の状況は、変則的な土地で、パワーショベルで整地してありました。

それと、使用貸借権の設定、申請番号第11-201、地籍図は14ページから16ページです。親子間のため、現地調査をしないということで、事務局で現地調査をし、事務局の報告、説明により協議しました。

以上、所有権移転第11-7から、第11-11及び使用貸借権の設定、第11-201は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

14番 14番ですけどちょっと自分の聞き違いかもしれないですけど、11-11は、事務局の説明では植木をつくるって、〇〇〇君は植木をするんですけど。調査員は甘藷と言ったんですけど、甘藷じゃなく植木かなあと思うんですけど、ここはちょこっと。教えてほしいです。

議長 事務局

事務局 植木をされます。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では所有権移転及び使用貸借権の設定は全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、所有権移転及び使用貸借権の設定については、全件許可と決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画についてと議案第3号農地中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。

初めに議事参与の制限に該当する委員さんということで、11番委員、それから20番推進委員の退席をお願いいたします。

(11番委員、20番推進委員退室)

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第2号申請番号11-8及び11-202について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。6番委員、審議結果の報告をお願いいたします。

6番 6番です。11月25日に10番委員、21番推進委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、相当と判断いたしました。以上です。

議長 調査員の報告がありました。御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告どおり、適当と決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは調査員の報告どおり、適当と決定いたします。

(11番委員、20番推進委員入室)

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第2号、議案第3号、議案第4号について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。10番委員、報告をお願いいたします。

10番 10番です。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

なしということで調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第2号農用地利用集積計画、それから議案第3号農地中間管理機構管理権の取得、それから議案第4号農用地利用配分計画については、全件適当と決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第5号、除外第1項について総会資料により説明)

議長 4番委員をお願いします。

4番 4番です。11月22日、14番委員と32番推進委員と事務局職員と、調査した結果を御報告いたします。36ページをお開きください。議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に関わる意見について、除外第1項でございます。地籍図については次のページ、37ページの左側を御覧ください。

申請地は、知識町の上町公民館より、西へ100mほどに位置したところがございます。現在不耕作の畑でございます。申請面積は、一般住宅1棟及び通路を建設するというので、敷地面積については、515㎡であり、妥当と思われま。造成については、10cmから30cm程度盛土をするということでございます。土砂の流出がないように、周りの境界にブロックを設置するというので、説明を受けました。生活排水については合併浄化槽、雨水については、道路側溝に流すということでございます。農用地区域の外周に接しており、周辺農地への影響はないと思われま。

調査の結果、農用地区分と、転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域、用途区分変更についても、区分変更要件を満たしておりますので、やむを得ないと判断しました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 (除外第2項について総会資料により説明)

議長 14番委員、お願いいたします。

14番 14番です。調査日時は、4番委員が紹介しましたので、省略します。

議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更の除外の第2項です。申請地は、米ノ津小学校のすぐその不耕作の畑です。申請面積は、児童クラブを建設するための敷地としては703㎡であり妥当と思われます。今の施設は、国道3号線の米ノ津小学校の北側にあり18名程度です。今回、児童クラブを建設するところは、大体40名程度は想定しているということでした。造成については60cm程度の盛土をして、土砂が流出しないように、農地と境界にはブロックを設置する予定です。生活雑排水は合併浄化槽、雨水については水路へ流すとのこと。農用地区域の外周に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと私たちは判断をしました。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では1項、2項ともやむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に関わる意見については、1項2項ともやむを得ないと決定いたします。

議長 続きまして、議案第6号農地法第4条事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第6号、第11-1項について総会資料により説明)

議長 4番委員、調査の報告をお願いします。

4番 4番です。調査日等については先ほど報告しましたので省略します。38ページです。申請番号11-1を報告いたします。申請地は、下知識町の特産館いずみから南へ100mほどに位置した、農業用施設等のきのこ栽培をされる敷地として、既に造成工事も終了し、通路部分も大部分が整備されておりました。今回の申請は、今年8月の総会で許可相当とされましたペットボトル工場の、通路と兼用して使うということでございます。道路の部分を利用し、きのこ栽培施設との建設時期変更に伴う事業変更でございます。雨水は道路側溝を利用するというところでございます。周辺は既に造成が終わっており、農地への影響はないと思われまます。

調査の結果、事業計画どおり事業が遂行できない理由等も明確であり、事業計画の変更は承認と判断しました。

議長 調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは、議案第6号農地法第4条事業計画変更申請については、承認と決定いたします。

議長 続きまして、議案第7号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第7号、第11-1項について総会資料により説明)

議長 4番委員、お願いします。

4番 4番です。調査日について先ほど報告しましたので省略させていただきます。40ページ、農地法第4条、申請番号11-1でございます。申請地は文化町、溝下公民館の道路を挟んで向かいでございます。不耕作の畑でございました。申請面積については、先ほど事務局から説明がありましたように、共同住宅の2棟を建設するというので、一体利用を含めて、1877.67㎡であり、妥当であると思われまゝ。造成については盛土を最大30cmほどするというのでございます。隣接する農用地等の境界についてはブロック等を建設するというのでございます。生活排水は合併浄化槽、雨水については、道路側の側溝に流すというのでございます。周辺の農地への影響はないと思われまゝ。調査の結果、農地区分と、転用目的に問題がないため、許可相当と判断しました。

議長 調査員の報告は終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは、議案第7号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定いたします。

議長 続きまして、議案第8号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第8号、第11-1項について総会資料により説明)

議長 11番委員、調査の報告をお願いします。

11番 はい、11番です。11月22日、9番委員、31番委員、事務局職員と調査した結果を報告いたします。11-1項ですが、地図が46ページの左側です。申請地は、スーパーマルナカってご存じでしょうか。その裏側になりますけど、不耕作の畑です。現況は、畑には出来ないような、残土とかそういうのが入っており、それを整地するというのでした。申請面積は、一般住宅1棟を建築する面積として500㎡であり、妥当と思われまゝ。造成については60cm程度盛土を実施し、隣接する農地等の境界はブロック塀を設置する予定です。生活雑排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝を利用するそうです。農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 (第2項について総会資料により説明)

議長 11番委員、調査の報告をお願いします。

11番 はい、11番です。11-2項ですが、調査日は先ほど報告しましたので省略いたします。申請地は上鯖淵出水駅東口から南へ200mほどに位置した不耕作の畑です。申請面積は、貸駐車場1台分の敷地面積として59㎡であり、妥当と思われまゝ。造成については道路高

さまで60cm程度盛土を実施し、隣接する境界ブロックを設置する予定です。雨水は自然流下だそうです。周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的は問題ないので許可相当と判断いたしました。

議長 第3項の説明をお願いします。

事務局 (第3項について総会資料により説明)

議長 11番委員、調査の報告をお願いします。

11番 11月22日、調査を行ってまいりました結果を報告します。申請地は高尾野町柴引の市役所高尾野支所から南へ300mぐらいに位置し不耕作の畑です。申請面積は一般住宅1棟を建築する面積として385㎡であり、妥当と思われれます。

造成については、30cmほど盛土し、隣接する農地との境界ブロック塀を設置する予定です。生活雑排水は下水道、雨水は道路側溝を利用するとのこと。農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 第4項の説明をお願いします。

事務局 (第4項について総会資料により説明)

議長 11番委員、調査の報告をお願いします。

11番 先ほど申し上げた11月22日に行ってまいりました。申請地は、高尾野町大久保、コメリ高尾野店から西80mほどに位置した、不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅1棟及び道路の敷地面積として593㎡であり、妥当と思われれます。造成については、1mほど盛土を実施し、隣接する農地等の境界には、すでにブロック塀をしてあり、残地の畑とのり面については、鉄鋼スラグで整備する予定です。生活雑排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝を利用するそうです。周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的は問題ないので許可相当と判断いたしました。

議長 第5項の説明をお願いします。

事務局 (第5項について総会資料により説明)

議長 11番委員、調査の報告をお願いします。

11番 引き続きまして、失礼します。申請地は、高尾野町柴引の紫尾神社から、西へ150mに位置し、不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅1棟を建設する面積として385㎡であり妥当と思われれます。造成については、現状のまま利用し隣接する農地の境界には、ブロック塀を設置する予定です。生活雑排水は下水道、雨水は道路側溝を利用するそうです。農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題ないので、許可相当と判断いたしました。

議長 第6項の説明をお願いします。

事務局 (第6項について総会資料により説明)

議長 14番委員、お願いします。

14番 14番です。調査日時については先ほど報告しましたので、省略します。

議案第8号、農地法第5条の許可について、第11-6項です。場所は高尾野町下水流の国道3号線沿いにAZホテルっていうのがあるのですが、それから北へ200mほどに位置したところの不耕作の畑でした。太陽光発電を設置する敷地面積として、1,178㎡で妥当だと思われれます。造成については、現状のまま利用し、隣接との境界には防護柵を設置する予定ということです。地図はですね48ページの右側ですが、ここに、○○○○墓地がある

のですが、これは集落の墓ということで、もう非常に、寂れたところでした。周囲の宅地もソーラーだらけで、ソーラー団地になっていました。今回ソーラーをするというので、自分たちは、いいのではないか見てきました。周辺農地への影響はほとんどないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題ないので、許可相当と判断いたしました。

議長 第11-7項の説明をお願いします。

事務局 (第11-7項について総会資料により説明)

議長 4番委員、調査の報告をお願いします。

4番 4番です。調査日時については、先ほど報告しましたので、省略させていただきます。議案第8号、農地法第5条許可の第11-7項です。事務局から有りましたように、36ページの第1項で説明しましたので省略させていただきます。調査の結果、許可相当と判断しました。

議長 第11-8項の説明をお願いします。

事務局 (第11-8項について総会資料により説明)

議長 11番委員、調査の報告をお願いします。

11番 11番です。調査日時については、先ほど報告しましたので、省略します。

申請地は、美原町の米ノ津運動公園から南へ450mほどに位置し、不耕作の畑です。

申請面積は障害福祉サービス事業所の活動の敷地面積として、895.98㎡で、妥当と思われます。造成について現状のまま利用される予定です。生活雑排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝を利用するそうです。周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題ないので、許可相当と判断しました。ちなみにここが、来年度の4月頃開校予定というお話でした。

議長 第11-9項の説明をお願いします。

事務局 (第11-9項について総会資料により説明)

議長 14番委員、調査の報告をお願いします。

14番 14番です。調査日時については、先ほど報告しましたので、省略します。

議案第8号、農地法第5条許可の第11-9項です。

36ページ農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、第2項で説明しましたので省略します。許可相当と判断をしました。

議長 第11-101項の説明をお願いします。

事務局 (第11-101項について総会資料により説明)

議長 11番委員、調査の報告をお願いします。

11番 11番です。調査日時については、先ほど申し上げましたので、省略します。

申請地は、高尾野町大久保、高尾野斎場から、北へ300mぐらいに位置している田んぼです。申請面積は、仮設事務所と資材置場の面積として、1,439㎡あり妥当であると思います。ただ、田んぼに段差があつて、その段差をどうするかという問題が、現地で起きました。この段差のところに、大きな土のうを積んで、鉄板を敷くということで、車が通行するところにも鉄板を敷いて対応するというのでした。そこまでしたら地主さんとも問題が生じないと思っておりました。トイレは簡易トイレ、仮設事務所を設置するというので。雨水は自然流下だそうです。農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題ないので、許可相当と判断いたしました。

議長 以上で、事務局、調査員の報告は終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。  
（「なし」の声）

議長 ないようです。調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

議長 それでは議案第8号、農地法第5条の許可申請については、全件許可相当と決定いたします。

議長 続きまして、議案第9号非農地判断についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 （議案第9号、第1項について総会資料により説明）

議長 11番委員、調査の報告をお願いします。

11番 はい、11番です。調査日は先ほど報告しましたので省略いたします。

申請地は、高尾野町柴引、高尾野の紫尾神社から、北へ450mほどに位置した、自宅の奥の不耕作の畑で、現在、申請地は、竹や木が覆っている状態でした。もともとそこは何か難しい畑だったのそのまま家を建てて、潰してという形だったのですが、もう面積的にもそうなので、現場の状況から見て申請どおりの年月が経過していると思われ、農地の復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 （第2項について総会資料により説明）

議長 11番委員、調査の報告をお願いします。

11番 11番です。調査日は一緒です。申請地は、市役所高尾野支所の目の前にある。二、三年前までは、鹿児島信用金庫がありました隣です。現在まで家が建っていて、宅地として利用されており、家を取り壊した後に農地であることが分かり今回の申請になりました。

現場の状況から見て申請どおりの年月は経過していると思われ、農地の復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。

議長 調査員の報告は終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

（「なし」の声）

議長 ないようです。調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

議長 それでは議案第9号非農地判断については、全件承認と決定いたします。

議長 続きまして、追加議案第10号出水市農業委員会職員の出向を議題といたします。

追加議案が発生いたしましたので、お諮りをいたします。御手元に資料ございますでしょうか。出向につきまして、12月1日付けで次長の〇〇〇さんが、市長部局のほうに、出向となります。この件について御意見、御質問ございませんか。

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、農業委員会の議決を求めるとなっておりますので、御異議ございませんか。

(「なし。」の声)

議長 それでは出向については、同意と決定いたします。

続きまして、今度は、〇〇次長の後任に任命されます〇〇〇〇さんです。次長と入れ替わりで農業委員会事務局職員次長、課長補佐級ということで、12月1日から農業委員会のほうに、参られます。

これについても御意見ございませんね。

(「なし。」の声)

議長 それでは〇〇次長の出向、それから、〇〇さんの次長任命について同意と決定をいたします。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○農業委員会手帳の配布について(事務局説明 省略)

○農業者年金合同地区別会議について(事務局説明 省略)

議長 以上をもちまして第16回出水市農業委員会定例総会を終了いたします。このあと班会をお願いいたします。お疲れさまでした。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印